消費税の軽減税率制度

倉重税務会計事務所

三浦　伸子

2018年10月29日

1. 軽減税率制度とは

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費是の税率が8％から10％に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施される。軽減税率制度の実施に伴い消費税等の税率は、軽減税率(8％)と標準税率(10％)の複数税率となる。

* 消費税引き上げの理由

今後、少子高齢化により、現役世代が急なスピードで減っていく一方で、高齢者は増えていく。社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することになる。特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えられる。

* 消費税増税に伴うその他の景気対策(2018.10.15時点で安倍首相が指示した対策)

1. キャッシュレス決済を対象に中小規模の店舗で買い物をした顧客に増税分2％をポイント還元
2. 2019年、2020年度予算で臨時・特別の経済対策
3. 「消費税還元セール」の解禁
4. 自動車の保有や住宅購入などについて減税や補助金などを拡充
5. 適用時期など



1. 日々の取引や業務への影響



1. 対象品目
   1. 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、  
一定の一体資産(※1)を含みます。外食やケータリング等(※2)は、軽減税率の対象品目には含まれない。

* 1. 新聞

一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので定期購読契約に基づくもの。

※1…一体資産とは

　　例えば、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ

　　一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示

　　されているものをいう。

　　一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が

　　2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となる。

※2…外食やケータリング等

　　外食とは

飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いら

れる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

ケータリング等

相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

* 1. 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



* 1. 飲食料品の範囲

1. 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
2. めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
3. 添加物(食品衛生法にきていするもの)
4. 一体資産のうち、一定の要件を満たすもの
   1. 飲食料品の個別事例(抜粋)



1. 区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式(インボイス方式)

軽減税率の対象品目の売上や仕入(経費)がある事業者は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理を行うこととなる。  
適格請求書とは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これに類する書類をいう。



1. 適格請求書発行事業者登録制度
   1. 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られる。
   2. 適格請求書発行事業となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要がある。なお、課税事象者でなければ登録を受けることは出来ない。
2. 適格請求書発行事業者の申請から登録まで



* + - 基準期間の課税売上高が1000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されるが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1000万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されないので注意が必要。

1. 適格請求書発行事業者の義務等(売手側の留意点)

適格請求書発行事業者には、適格請求書を発行することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方(課税事業者に限る)の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課せられる。

1. 仕入税額控除の要件(買手側の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、敵悪請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

1. 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール



≪免税事業者からの仕入税額控除の特例≫

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る消費税額を控除することが出来なくなる。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている阿合には、次の表の通り、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている。

出典

国税庁「よくわかる消費税軽減税率制度」平成30年7月

国税庁「軽減税率制度への対応には準備が必要です！」平成30年7月

国税庁「平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」平成30年7月

財務省https://www.mof.go.jp/faq/seimu/04.htm消費税引き上げの理由

https://www.hitachi-systemus.com/ind/trabelerswan/column/23/233.html(2018.10.16)

https://jpn.nec.com/soft/explanner/explanner-z/sale/column/tax07/tax07\_1.html(2018.10.16)

http://news.livedoor.com/article/detail/15471235/(2018.10.23)

http://blogos.com/article/333518/(2018.10.23)

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20181015-00000088-mai-bus\_all(2018.10.25)